

## 地下鉄短信(第123号)

平成26年3月27日発行

編集 (一社)日本地下鉄協会 責任者 向田正博

電話 03-5577-5182(代) FAX 03-5577-5187

記事 ○「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」の検討結果

○「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」の検討結果がまとめられました。

このたび、国土交通省においては、「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」の検討結果がまとめられました。

ベビーカーの公共交通機関等における利用に当たっては、ベビーカー利用者、一般の利用者など幅広い関係者の様々な意見等がある中、子育て等のため、ベビーカーを一層利用し易くするための環境整備の観点から、平成25年6月に、子育て支援団体、鉄道を含む公共交通機関等をメンバーとする上記協議会を立ち上げられたところです。

その後、同協議会では、「公共交通機関等におけるベビーカー利用にあたってのお願い、関係者の取り組み、統一的なベビーカーマークの作成等」の検討事項に関し、幅広く審議がされ、当該検討事項について別添の資料のとおり最終決定がなされ、26日(水)に公表されました。

(別添ファイル参照)

平成26年度「児童福祉週間」の標語

(入選作品)

こどもが つくる 未来をつくる おとなは みんな応援団 (佐藤<sup>さとう</sup> 律子<sup>りつこ</sup>さん 62歳 静岡県)

(注) 必要に応じ、社内へ転送、回覧などをお願いします。

配信先を変更又は追加した方がよい場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

本短信について、ご意見をお寄せ下さい。

連絡先: mukaida@jametro.or.jp

平成 26 年 3 月 26 日  
総合政策局安心生活政策課

## 「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」 決定事項の公表について

ベビーカーを利用しやすい環境づくりに向けて、ベビーカー利用に関する必要な事項の協議を進めるために、平成 25 年 6 月に実務者で構成される「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」を設置し、これまで検討を進めてきたところです。

本日開催しました第 4 回協議会において、これまでの検討結果を踏まえ、「ベビーカー利用にあたってのお願い」及び「ベビーカーマーク」を下記のとおりとしましたので、公表いたします。

また、上記決定事項及び交通事業者・施設管理者、ベビーカーメーカーなどの関係者が取り組む事項など、協議会での検討結果のとりまとめも、あわせて公表いたします。

今後は、決定内容について十分周知し浸透させるため、広く国民やサービスを利用する者に対して、継続的に普及・啓発活動を行ってまいります。

なお、決定資料の電子データは、ホームページより入手が可能です。

([http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_mn\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000010.html))

### 記

#### 1. 「ベビーカー利用にあたってのお願い」について

- ①ベビーカーの安全な使用のお願い（チラシ） 【別添 1】
- ②ベビーカー利用への理解・配慮のお願い（ポスター） 【別添 2】

#### 2. 「ベビーカーマーク」について 【別添 3】

#### 3. 協議会とりまとめ（概要版） 【別添 4】

※全体版は、上記 HP より入手可能

#### <問い合わせ先>

国土交通省総合政策局安心生活政策課 高橋、山崎  
TEL : 03-5253-8111 (内線 25-503、25-514)  
03-5253-8305 (直通)  
FAX : 03-5253-1552

## 決定事項について（補足）

## 1. ベビーカー利用にあたってのお願い

## ① ベビーカーの安全な使用のお願い（チラシ）

作成目的 / お願い内容	子どもの安全を守るために、ベビーカーの使い方などで心がけてもらいたいことをお願いする内容
呼びかける 相手	ベビーカー使用者
周知・ 普及方法	ベビーカー販売時や駅、商業施設等で配布することにより、周知する

## ② ベビーカー利用への理解・配慮のお願い（ポスター）

作成目的 / お願い内容	公共交通機関等を快適に利用できるよう、子どもの安全を守ることに留意して、お互いに配慮や理解をしてもらいたいことをお願いする内容
呼びかける 相手	公共交通機関等の利用者全般
周知・ 普及方法	駅、バス、商業施設等に掲示することにより、幅広く呼びかける

※両資料は、クレジットとして自社名を追記するなど、加工して活用いただくことも可能です。

## 2. ベビーカーマーク

## ① 案内図記号

作成目的	公共交通機関や商業施設などにおいて、ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備を明示する
掲出場所	エレベーター、鉄道・バス車両の車椅子スペース など

## ② 禁止図記号

作成目的	公共交通機関や商業施設などにおいて、ベビーカーの使用を禁止する場所や設備を明示する
掲出場所	エスカレーター など

※各事業者が独自に使用しているマークの貼り替えを含め、順次掲出されていくこととなります。

※ベビーカーマークは、今後JIS化の手続きに則り必要な作業を進め、公式なベビーカーマークとして決定されます。



♥ベビーカーは大切な命を乗せています♥

# ベビーカーの 安全な使用のために



鉄道利用時には

ベビーカーに  
子どもを乗せる際には  
シートベルトを  
着用しましょう。

思わぬ動きでベビーカーから  
子どもが転落することがあり  
ます。



段差や隙間に  
注意して  
操作しましょう。



段差につまずいたり隙間や溝に車輪が挟まったりするこ  
とがあります。

(ベビーカーは、折りたたまずに乗車することができます。)



エスカレーターや階段は  
ベビーカーから  
子どもを降ろして  
利用しましょう。

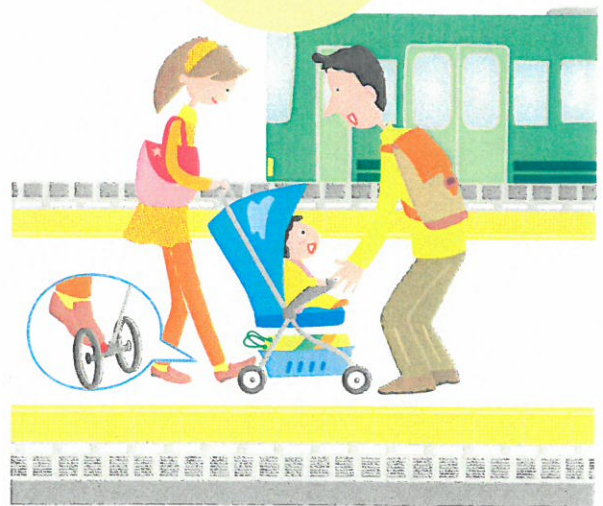
急停止などによりバランスを崩し転落することがあります。  
エレベーターを利用するか、周囲の方に協力をお願いしま  
しょう。

ホームや車内等で止めている間は、  
向きに注意し、ストッパーをかけ、  
しっかり手も添えているようにしましょう。

駆け込み乗車は  
やめましょう。



ドアに挟まれたり転倒したりすることがあります。



傾斜や走行中の反動で動き出すことがあります。  
転倒や移動など、何か起こった際に対処が遅れ  
ることがありますので、ベビーカーから目を離さないよう  
にしましょう。

「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」は子育てしやすい環境づくりを目指しています。

<協議会構成員> (NPO法人)せたがや子育てネット、(NPO法人)びーのびーの、子育て応援とうきょう会議、主婦連合会、ベビーカー安全協議会、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、(一社)日本民営鉄道協会、(一社)日本地下鉄協会、(公社)日本バス協会、(一社)日本旅客船協会、(一社)全国空港ビル協会、(社)日本ホテル協会、(一社)日本ショッピングセンター協会、日本百貨店協会、(一社)日本ビルディング協会連合会、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団、経済産業省、国土交通省



— ベビーカーは大切な命を乗せています —

# ちょっと気づかう、そっと見守る

ベビーカー利用者や周囲の方は、「子どもの安全」「子育てしやすい環境づくり」のため、お互いに配慮や理解をお願いします。



混雑時の乗降の際や乗車中などには、利用者どうし快適に利用できるよう、お互い声をかけ合いましょう！

## 周囲の方は

ベビーカー利用者には、  
温かい気持ちを持って接し、  
見守りましょう。

エレベーターがない場所での  
上り下りなど、  
手助けを申し出てみましょう。

- ◎ベビーカーは、折りたたまずに乗車することができます。
- ◎エスカレーター等が利用可能な方は、エレベーターの使用を譲ってくださるようお願いします。
- ◎乗降に少々時間がかかったり、スペースを少し広めに利用することがあります。

ベビーカーを  
ご使用の方へ

- ◎周囲の方との接触や通行の妨げなど、ベビーカーの操作には気をつけましょう。
- ◎困っているときは遠慮せず手助けをお願いしてみましょう。

「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」は子育てしやすい環境づくりを目指しています。

<協議会構成員> (NPO法人)せたがや子育てネット、(NPO法人)びーのびーの、子育て応援とうきょう会議、主婦連合会、ベビーカー安全協議会、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、(一社)日本民営鉄道協会、(一社)日本地下鉄協会、(公社)日本バス協会、(一社)日本旅客船協会、(一社)全国空港ビル協会、(社)日本ホテル協会、(一社)日本ショッピングセンター協会、日本百貨店協会、(一社)日本ビルディング協会連合会、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団、経済産業省、国土交通省



— ベビーカーは大切な命を乗せています —

# ちよつと気づかう、そつと見守る

ベビーカー利用者や周囲の方は、「子どもの安全」「子育てしやすい環境づくり」のため、お互いに配慮や理解をお願いします。



混雑時の乗降の際や乗車中には、利用者どうし快適に利用できるよう、お互い声をかけ合いましょう！

周囲の方は

ベビーカー利用者には、  
温かい気持ちを持って接し、  
見守りましょう。

エレベーターがない場所での  
上り下りなど、  
手助けを申し出てみましょう。

- ◎ベビーカーは、折りたたまずに乗車することができます。
- ◎エスカレーター等が利用可能な方は、エレベーターの使用を譲ってくださいさようお願いします。
- ◎乗降に少々時間がかかったり、スペースを少し広めに利用することがあります。

ベビーカーをご使用の方へ

- ◎周囲の方との接触や通行の妨げなど、ベビーカーの操作には気をつけましょう。
- ◎困っているときは遠慮せず手助けをお願いしてみましょう。

「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」は  
子育てしやすい環境づくりを目的としています。

<協議会構成員> (NPO法人)せながや子育てネット、(NPO法人)びーのびー、子育て応援どうきょう  
会、主婦連合会、ベビーカー安全協議会、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、  
東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、  
(一社)日本民営鉄道協会、(一社)日本地下鉄協会、(公社)日本バス協会、(一社)日本旅客船協会、  
(一社)全国空港ビル協会、(社)日本ホテル協会、(一社)日本ショッピングセンター協会、日本百貨店協会、  
(一社)日本ビルディング協会連合会、(公財)交通エコロジィ・モビリティ財団、経済産業省、国土交通省

ベビーカーマーク  
(ベビーカーと中性)

案内図記号	禁止図記号 ※案内図記号と同一デザインを用いたもの
 A black silhouette of a person pushing a stroller, enclosed in a rounded square frame.	 A black silhouette of a person pushing a stroller, enclosed in a red circle with a diagonal slash through it, indicating prohibition.



## I ベビーカー利用の現状と課題

- ✓ バリアフリー化の進展に伴い子ども連れでの外出が増加してきた結果、公共交通機関等におけるベビーカー利用に関するトラブルや意識の差などが顕在化
- ✓ 交通事業者等の取り組みやベビーカーマークも、統一的な取り扱いではなく、事業者独自のものが多い
  - 「安全な使用」「ベビーカー利用への理解・配慮」の2つの課題に応え、ベビーカーを利用しやすい環境づくりを整備するため、「ベビーカー利用にあたってのお願い」及び「ベビーカー利用に配慮する統一的なマーク」について定めることが適当

## II 「ベビーカー利用にあたってのお願い」と関係者の取り組み

「子どもの安全を守る」「子育てしやすい環境をつくる」ために、利用者及び関係者が自主的に取り組みむことをお願い事項として整理

- ① ベビーカーの安全な使用 「チラシ等により周知」
  - ・ ベビーカー使用者に対し、子どもの安全を守るためにベビーカーの使用方法で心がけてもらいたいことを整理（シートベルト着用、ストッパーによる固定、子どもを降ろしてのエスカレーター利用 等）
  - ・ ベビーカー販売時や駅、商業施設等で配布
- ② ベビーカー利用への理解・配慮 「ポスター等により周知」
  - ・ ベビーカー使用者及び周囲の方の双方に対し、快適に利用してもらうため、お互いに理解や配慮をしてもらいたいことを整理（周囲の方の気遣い・見守り・手助け、周囲に配慮した操作 等）
  - ・ 駅、バス、商業施設等に掲示

## ③ 関係者の取り組み

- ・ 交通事業者・施設管理者等が、様々な利用者にとって移動しやすい環境を整備するために取り組みむべき事項を整理（エレベーターを利用しやすい環境の整備、車椅子スペースの活用、事故防止のための取り組み 等）

## III 統一的なベビーカーマークの作成

「お願ひ」に盛り込んだことを視覚的に明示するために、統一的なマークを選定

- ① 案内図記号
  - ・ ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備を明示（エレベーター、鉄道やバスの車椅子スペース 等）
- ② 禁止図記号
  - ・ ベビーカーの使用を禁止する場所や設備を明示（エスカレーター 等）

## IV 今後の普及・啓発

- 協議会構成員は、広く国民や利用者に対し、広報・周知活動を実施
- ・ ポスターの掲示、チラシの配布、ベビーカーマークの掲出
  - ・ キャンペーン、イベントの実施 等